

第13回農業ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成26年4月2日（水）14:00～16:23
2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階第2特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）金丸恭文（座長）、浦野光人（座長代理）、岡素之（議長）、
大田弘子（議長代理）、滝久雄、長谷川幸洋、林いづみ
 - （専門委員）北村歩、本間正義、松本武、渡邊美衡
 - （政府）稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）
 - （事務局）滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長、中原参事官
 - （関係団体）全国農業会議所、農林中央金庫、全国共済農業協同組合連合会
4. 議題：
 - （開会）
 - 1. 農地の活用・保全における農業委員会の在り方について
（全国農業会議所からのヒアリング）
 - 2. 農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方について
（農林中央金庫、全国共済農業協同組合連合会からのヒアリング）
5. 議事概要：

○大川次長 それでは、第13回規制改革会議農業ワーキング・グループを開催させていただきます。

皆様方には御多用中、御出席いただきましてまことにありがとうございます。

本日は、所用により田中専門委員は御欠席でございます。

また稲田大臣に御出席をいただいております。岡議長、大田議長代理にも御出席をいただいております。ありがとうございます。

それでは、開会に当たりまして、まず稲田大臣から御挨拶をいただきたいと思っております。大臣よろしく願いいたします。

○稲田大臣 第13回農業ワーキング・グループということで、委員の皆様、また専門委員の先生方にもお越しいただきまして、ありがとうございます。

金丸座長のもとで、精力的に第一線で農業に携わっておられる方々とか、いろんな一線の方々のヒアリングもやっただきまして、また現地まで出かけてという視察も行っていただいて、精力的に御議論いただいていることに大変感謝いたします。

今日は、議題が2つございまして、1つ目の「農地活用・保全における農業委員会の在り方について」は、全国農業会議所の方々に来ていただきましてありがとうございます。ヒアリングを行いたいと思います。農業を取り巻く環境が大きく変化する中で、多様な担い手に対する公平かつ迅速な対応、農地の保全についての取組の一層の強化について、前回同様、是非建設的な意見交換をお願いしたいと思っています。

また、2つ目の「農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方について」は、農林中央金庫及び全国共済農業協同組合連合会の方々からヒアリングを行う予定でございます。信用事業、共済事業を通じて協同組織の発達を促進し、農業生産力の増進と農業者の経済的、社会的地位の向上を図るための取組等について、活発な御議論を是非お願いしたいと思います。

本日もどうぞよろしく願いいたします。

私からは以上です。

○大川次長 どうもありがとうございました。

それでは、報道の皆様には御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○大川次長 それでは、議事を進めさせていただきたいと思います。

なお、本ワーキング・グループの議事概要は公表することとなっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ここからの進行は金丸座長をお願いいたしたいと思います。座長よろしく願いいたします。

○金丸座長 それでは、早速、議事に入らせていただきます。

全国農業会議所の皆様、今回で規制改革会議への御出席は二度目でございますが、本日もお忙しいところありがとうございます。

それでは、「農地の活用・保全における農業委員会の在り方について」ということで、全国農業会議所の皆様からヒアリングを行わせていただきたいと思います。

できれば10分程度でおまとめいただいて御説明を頂戴し、その後、意見交換をさせていただきたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

○全国農業会議所 ありがとうございます。私、全国農業会議所の専務の松本と申します。昨年の第1回のときは支障がございまして出席かないませんでした。御容赦願いたいと思います。

今日は2回目ということで、しかも3月に私どもの現場の農業委員会のお話を聞いていただいたということで大変感謝申し上げます。

今、座長からお話がありましたように、農地活用・保全における農業委員会の在り方ということでございますけれども、私どもは自らこの時代の中で系統組織、ネットワーク組織としていろいろと時代に合わせた組織改革をせねばいけないということを考えており

まして、大変そういうことで組織的な議論を進めている最中でございます。そういう中でいろいろと政府、国会の方面に対してもいろいろとお願いしなければいけないという問題点が抽出されつつありまして、そのあたりの集約したものはまだ完全なものではございませんけれども、今の段階でのものについて2～3枚まとめましたので、まず、それから御報告させていただけたらと思います。

それが1ページ目からの「I. 農業委員会制度・組織改革に向けての基本的な考え方等について」というところでございます。

1ページを見ていただきますと、この時代に農業委員会組織として、どのようなスタンスで、どのような姿勢で臨んでいかなければいけないかということを書いているのでありますが、改革の目的と視点ということで1点目です。

「1. 改革の目的」、農業を成長産業にして、農家の所得を増やし、農村を元気にするという観点から、1つ目の○でございますけれども、農業委員会系統組織として、自らの改革を図りながら全力で農業・農村の再構築に取り組む。

2つ目は特に農地の関係であります。全国460万haの5,000万筆と言われておりますけれども、この農地に現場で農業委員会と委員さんは、精通し、責任を持っておられるという自負がございますので、そういうところに依拠して、「農地を守り、有効利用する」を柱に最初の農村を元気にしていくということを対応していきたいとやっているところであります。

箱にございますが、担い手へ農地を集積・集約する。

耕作放棄地の発生防止と解消は大変難しい問題でありますけれども、こういう課題。

担い手が少ない次世代の対応ということで、新たな農業のパートナーづくり。これは何も農村内部の農業経営ばかりだけではなくて、農外からの新しい人も是非おいでいただくということで私どもは取り組んでおるのでありますが、そういう意味で時代をつなぐ担い手を支えていくという観点であります。

そういうもつで「2. 改革の視点」を書いております。このようなことで対応したいということ。

めくっていただきまして、改めて、そういう場合に農業委員会の役割と機能の明確化を一度確認したいということで、今、整理しておりますが、3つの役割と4つの機能ということであります。

3つの役割、農地を守る。農地と担い手を活かす、応援する、農業・農村の状況等を情報発信する。あるいは情報をつないでいくという3つの役割が要るのだろうと。そのもとに具体的に4つの機能ということで、ここがございますように実態把握と整理機能、いろいろ細かいことがございますけれども、あるいは相談業務とかそういう観点の調整・支援機能、あるいは行政の執行ということで許認可のことが入りますけれども、審議機能。そして、農業者の代表としていろいろと政策の提案をすつとか、情報のいろいろなつなぎをすつとか、こういう4つの機能を持っているのだろうと思うわけであります。

いずれにしても、農業委員会というのは実態を見ますと、農業と農村、農村地域といましようか、現場に足を運んで活動、仕事をしなければいけないという特性がございます。現場に入らないと何の仕事もできないということは農業委員会の農業委員さんの特徴ということでもあります。

その上で、農業委員会制度の今後の在り方をどのように考えていっているのだろうかということで、私どもは自らいろいろと今議論しておるのでありますけれども、大きく分けて業務の在り方と組織・制度のいずれも法律に深く関係しますので、これをやろうといってもすぐにはできない。ちゃんと国会で法律を改正していただかなければいけないということがございます。

その前提でありますけれども、業務の在り方といたしましては、これは基本的に許認可関係の業務もありますし、振興業務と言っておりますけれども、農業・農村振興の支援業務があるわけですが、これは単独単独ではなくて、両方相まってそれぞれ相乗効果を出すという枠組みなのだろうと今思っているところであります。

その上で、地域での一つ農地問題の解決を進めるということで下段に2つございますが、農業委員全員で取り組む課題ということで認識を統一しようと。それから、先ほども触れましたけれども、農業への新規就農や企業誘致のための地域の条件整備、新規参入あるいは法人さんの参入とか、合意形成、地元にもいろいろと御理解を求めるとか、そういう取組も農業委員会としては大きな仕事になっていくのだろうと認識するところであります。

3 ページ、2つ目でございますけれども、いわゆる農地の利用集積、これは経営の拡大、効率化、こういう観点で引き続きやっていく。そもそも昭和40年代から農業委員会というのはいろいろございましたけれども、構造政策の推進機関というのをメインとしてやってきたということがございまして、そういうところはきちんとこれからも頭に置いて取り組まなければいけないという点であります。

3 番目が6次産業化等への積極的な取組ということで、ともすればクローズな世界で何かやっておるのではないかというお声もよく拝聴いたします。そういうことは誤解もあるのかもしれませんが、またそういうことがあれば直していかなければいけないという観点から、商工業者とか、あるいは法律家、いろんな専門家もおられるわけですが、そういう方々を改めて選任委員として参画いただくような対応等を考えるということも必要になってくるのだろうと思っております。

そして、そのことを受けまして、組織・構成の在り方であります。正に今の農業委員会の形そのものについて、これからどのように考えていったらいいのだろうということでもいろいろと議論しておる中で、一定の方向性ということもございます。

いずれにしろ、地域で現地に入って一つ仕事をしなければいけないという特性を考えれば、現行の代表制を担保するための公選制は維持する必要があるということが大方の御意見といたしますか、お話でございます。後ほど触れます。

巷間、無投票が多いとか、誰が農業委員になっているかわからないではないかというお

声もよく届けられるわけでありますが、さらには農業者の内部だけで物事を決めているのではないかというようなお声もお聞きするわけであります。こういうことをきちんと真摯に制度的にどういように対応していかなければいけないのかということであります。

その一つとして、公選制は維持していただくという上に、(2)にございますけれども、選挙権とか被選挙権の見直しをこの際検討する必要があるのではないかということであります。これは私どもがやろうと言ってもできないのでありまして、まさに制度として法律の改正を御審議いただく、こういう手続が必要になるという項目であります。

①にございますように、選挙権の拡大を検討することが必要ではないか。

②にございますけれども、選挙権と被選挙権の分離という観点をこの際一度きちんと議論してみる必要があるのではないか。

現行の仕組みに比較しますといろいろあるわけでありますが、投票所に候補者名の一覧表を今掲げないということではなかなか広域になっておりますけれども、こういうのは実態上選挙を行う上で不都合なことではないかと、こういうことも改善していく必要があるのではないかと。

耕作の業務を行う者と同居していない人は、基本的に選挙権はないのでありますけれども、この際、農業に従事している親族とか配偶者、こういう方々にも選挙権を与えることは検討の余地があるのではないかと。

5番目でありましてけれども、農業委員会選挙人名簿の作成事務。これは毎年この手続をすることになっておりますが、一応基本的に今の制度では3年に1回の選挙でございますので、何かもう少し効率的な管理手法とかそういうものを見出すことができないだろうかという検討も必要であるということであります。

大きな3つ目でございますけれども、時代の変化、環境変化に対しては、組織体制の整備強化ということで大きく2つの項目を整理しております。

6次産業化とか、議会との関係も深まってくる。これからの時代でありますから、アにございますように、議会推薦の選任委員さんは、商工業者とか専門家とか、いわゆる非農業者等を優先にお願いするという仕組みは検討する余地がないだろうかということ。

さらには、議会推薦の選任委員として、別途、新たに女性枠2名の創設。2名、3名ということはあるかもしれませんが、いずれにしても、別途外枠で男女共同参画ではありませんけれども、女性枠というものを特定するような仕組みというのは制度的にできるのだろうか。その検討です。できないかもしれません。わかりません。

ウでございます、これもなかなか重要なところだと思います。審査方法の公平性・公正性・透明性の確保から、1点目が、現地で事前確認等を徹底的にきちんとやった上で、この審議の参与に農業以外の方々も参画をあえて思い切って制度的に農外の方々にお願いする。そういう仕組みも盛り込めないか。

2つ目の○でございますけれども、合併以降、大変活動域が広がりました手が足りないというのが実態の声であります。そういう面で、今のところ上限、農業委員さんは40名と

いう形になっておりますけれども、この際活動をやるときに、そういうものが少し弾力的に対応できる方法がないだろうかというようなことです。

いずれにしろ、②にございますように、許認可というような観点につきましては、申請者に対してきちんと説明責任を果たして、透明性をより強化する、そういう仕組みをさらに強化しなければいけないということでもあります。

そして、最後に「3. 運営のあり方」でありますけれども、全国1,700の農業委員会、濃淡があることは事実でございますので、そこを底上げと平準化をしていくという観点から、このような事業評価委員会、こういうものを新たに設置して、PDCAサイクルの導入、こういう観点でさらに活動の質の向上を図るといふこと取組もやっていったらどうかというように議論を今ずっとやっておるところであります。

5 ページ目、実はこの2月に私ども農業委員会と全国500の農業経営体にアンケート調査をいたしました。その中の一部でありますけれども、ここにございますように、幾つかのまだまだたくさんの項目がありますけれども、特に今日はページも限られておりますので、5項目を表記いたしました。特に公選制を維持すべきかどうかということについて率直にお聞きしているのであります。農業者からは約7割の農業者が現行の仕組みを維持すべきではないか、農業委員会は8割というような結果が今のところ出ております。まだ最終的な集計に至っておりませんので少し動きがあるかもしれませんけれども、そんな状況ということでもあります。

時間が過ぎておりますけれども、6 ページ、最後でございます。その上で、この農業委員会の在り方ということで1枚に書いております。これは農業委員会、農業会議所と一体となってこの役割をどう全うするかということで、3年サイクルで全国運動を実は実施しております。この26年度から新しい新規の運動をまた再スタートするという年になっております。そのタイトルが、私どもの「農地を活かし、担い手を応援する全国運動」ということです。それから各県、各委員会ではまた独自の観点を織り込んで、しかしながら、基本的なところはレベルアップして皆様方に御理解をいただけるような仕事の進め方をやろうということ取り組んでおるものでございます。

当然、このたび法定化されました台帳の問題とか、電子マップシステムで公表することもありますので、そういうシステムの構築とかこれからの仕事で相当やらなければいけないことでもありますけれども、そういうものも改めて織り込みながら取り組んでまいりたいということでございます。

荒っぽい話で恐縮でございましたけれども、とりあえず以上でございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、皆様から御質問、御意見を頂戴したいと思います。

浦野座長代理、お願いします。

○浦野座長代理 2つ質問をさせていただきます。

一つは、今日の資料の中でも3つの役割、4つの機能という中で、今回各県に農地の中

間管理機構ができていますね。我々、農業委員会からヒアリングを受けた段階では結構期待するような声も聞かれるわけですが、ここの間の機能の切り分けを考えていくと、結構県単位でやるほうが効率的な許認可であったり、いろいろなことがあると思うのです。そういう意味で、中間管理機構と各農業委員会との機能の整理みたいなことをどうお考えになっているかということが1点です。どういうようにしていったらいいかと考えているかが1点です。

2点目は、農地を守る、農地と担い手を活かすという意味で、いわゆる耕作放棄地の管理というのは非常に大事です。今まで農業委員会のヒアリングをさせていただいたところでは非常にいい例があって、一つは早急に見つけてすぐそれを使用者と話し合っただけで解消していくとか、あるいは方針が合ったところについては、農地として再生するのに地区でお金を出し合っただけでやるとか、そんなことを含めて耕作放棄地を出さないという活動をしている農業委員会もいっぱいある一方で、放棄地が増えていることも現実で、そういう放棄地に対する自治体からの職権によるいろんな制度もあると思うのですけれども、そこへ結びつくまでの時間が非常に長いといいますか、そういう中で進んだ農業委員会は自らやっているということだと思いますけれども、この辺、なかなかそういういい例が全国展開できていないです。この辺と職権との絡みの中でそこをどう考えるか。

以上、2つです。

○金丸座長 では、お願いいたします。

○全国農業会議所 中間管理機構との関係でございます。これは法律、制度も成立しまして、今から各県が機構の立ち上げをやっておられまして、大体大方できてきておると伺っております。

この後、具体的に市町村との業務委託とか、こういう手続きがこれから残されておると聞いておられて、私どもは大変関心を持っておられて、基本的には会議所でこの制度に農業委員会組織として前向きに連携をとらせてもらってつないでいくということで動こうということで今お願いをしております。それは変わらないのですが、ただ、今、市町村段階が市町村と機構さんとの間の契約事項とか、そういうことが正直言って見えておりません。だから、市町村のほうへ農業委員会のほうからお聞きしてもはっきりと説明いただけないというような状況も点々とあるように伺っております。是非そのあたりを姿が見えるようにしてもらって、具体的に、では農業委員会としてはどういうところにつながって、どういうようにやるとかを早くやりたいと思っておるのでありますが、是非そういうことで連携をとらせてもらったということで、今、首を長くして待っているという状況でございます。

○全国農業会議所 補足をよろしいですか。

○金丸座長 どうぞ。

○全国農業会議所 中間管理機構に関連して、農地法の改正もあわせてやっていただきまして、その中で農業委員会の遊休農地の指導が、意向を確認するということになりました。

それは中間管理機構への貸付も含めての意向調査ということですので、今までの遊休農地解消というのは、どちらかという自ら耕すことを前提にしていたものを、今度は人に貸して人に有効利用してもらって、遊休農地を解消していこうということに変わりましたので、農業委員会としても徹底的に意向調査で中間管理機構さんのほうに扱っていただくような流れをつくりたい。

ただ、それだけではだめなので、中間管理機構のほうは受け手がないところは農地を預からないようなフレームになっておりますので、農業委員会としては現場に担い手がいれば、その担い手の方に中間管理機構の公募に手を挙げていただいて、農業委員会の持ち込んだ中間管理機構の借りた土地をそういう担い手で受けとめていただけるような仕組みを、農地を出すほうも農地を受けるほうも含めてそういう方々に働きかけていきたい。資料P1の「新たなパートナーづくり」ということを平成21年の農地法改正のときから我々は言っているのですけれども、さらに地域の外部から農外の方も含めて新規就農者のような方を地域に呼び込んできて、その方に立候補していただいて受けていただく。そういう流れをつくり込んでいきたいなと思っているところです。

○全国農業会議所 その点で2つです。耕作放棄地の対応の中で積極的にやっているところとやっていないところが現実にはあるのではないかという御指摘でございます。そのとおりであります。これはなかなか悩ましい話であります。

これは輻輳しておるのでありますけれども、やはり農地の貸し借りを活発にやりやすいところは条件のいいところだと思います。十把一絡げに言えませんがね。そういうところは受け手もかなり競合する。一方で、中山間の鳥獣被害で苦戦をなさっているようなところ、地域性もありますけれども、こういうところはなかなか、この制度があるけれども、では受け手をどうするかといった相当の支援をしないと、そこは継続的に維持していくことが困難だということもあります。そういう違いがかなり具体的なそれぞれに置かれた農業委員会の活動に大きく影響しているということは否定し得ない状況であります。

これを乗り越えなければいけないわけでありまして、そういうことを乗り越える一つのこととして中間管理機構も私どもは大変期待しておりますが、残念ながらなかなかそれは財政もありますし、仕組みのこともございますから、そうなんでもかんでもやっただめだぞということになっておりますので、現場のそういうところの期待と現実の制度を動かすときの仕組みとの間にまだ少しほぐれていないところがあるのではないかというような感じを持っております。

○金丸座長 ありがとうございます。

その他。では、北村先生、お願いします。

○北村専門委員 私のほうから1点、遊休農地に関することですが、非常に遊休農地が増えている、あるいは耕作放棄地になっているということで、農業委員会が今その辺の情報を集めるという大きな役目が私にはあるのではないかと思うのです。

先般の農業委員会の方々、ヒアリングをさせていただいたときにも非常にいい例として、

外部の方々も交えてそういう放棄地の在り方とか、そういうことを検討するということ。必ずしも農業委員会に委員の方々に全てを託すのではなくて、地域全体でそういう情報を集めるというようなことの例が言われました。そういうところでは、そういう運動は全般にわたっていかないのは何か理由があるものかということと、もしくは農業委員会をサポートする、情報を集めるためのもう一つ違った方々といいますか、ボランティア的な方々、農家自身でもいいのですけれども、そういう方々の情報を集めるというような手立ても私はあってもいいのではないかと、必ずしも選ばれた人間、選挙した人間だけが物を見るというようなことでなくても、大きな量をこなすときの必要性というのは農業委員会にはもつとあるような気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○金丸座長 どうぞ。

○全国農業会議所 遊休農地の対策のまず一つは、どこにどういった遊休農地があるのかと現場でそれを確認していく作業。これは我々農地パトロール活動ということで従来からやってきていますし、平成21年度以降は農地の利用状況の調査ということで法定化されたということでございます。

この前のお話の中で現場の農業委員会からもあったと思いますけれども、農業委員さんと農業委員会の協力員とか、それぞれの地域の代表の方にも遊休農地の確認調査には立ち会っていただくということで、できるだけ詳細な遊休農地の状況を確認する。遊休農地の状況の確認は、一応全国の状況は全部把握できている状況になっておりますので、その点は農業委員さんと地域のさらに人手も足りないところは地域の代表の方に加わっていただいて調査をやっているというのが一つ。

今度は、その農地、遊休化している農地をどう活用していくのかということの中での対策として温度差がまだあります。それをよくやられているところは、例えば学校と協力関係で学童農園みたいな形で遊休農地をやっていくとか、企業の組合さんとか企業とも提携しながら、福利厚生的な観点で農業に携わってもらって、一方ではここが遊休農地の解消に結びついているというような事例とか、これは地域性がそれぞれありますので、そういう結びつきができるところ、できないところがあると思うのですけれども、私どもとしてはいろんなパターンを解消のためのパターンとして、こんなやり方、こんなやり方がありますねというようなことを先ほど専務のほうから申し上げた農地を生かし、担い手を応援する全国運動というようなものをよりよく横展開をしていきたいということで今、推進しているところということでもあります。

○金丸座長 では、本間専門委員、どうぞ。

○本間専門委員 関連して耕作放棄地ないしは遊休農地の話ですが、パトロールして現状を把握するということが大変御苦労されていることは承知しているのですが、その後、農地法に基づいて指導、勧告、裁定といったプロセスがあるわけですね。そこについてマニュアル化といいますか、全国完全に一律とはいかず、地域によっていろいろ違うでしょうけれども、このあたりのマニュアル化等々について何かお考え、あるいは取組があるかと

うかを聞きたいと思います。

○全国農業会議所 今回の農地法改正で、遊休農地の調査をしたところで、それを活用できる遊休農地については、今度は選択肢をペーパーでちゃんと確認をとっていくという新しい仕組みになりましたので、これを徹底していくということが第一だと思っています。

21年改正以降、これまでの我々の取組としては、農地パトロールの全国として事業の推進のマニュアルを示しまして、その中で先ほど先生がおっしゃったような遊休農地が発生した、確認をしたものについて具体的な指導の仕方としてはこういう指導の仕方。今回、新しい制度で行われるのと同じような、紙でちゃんと確認をとりますよと、その中身はこういうことを書いてくださいというようなものは示して運動してきまして、21年度以降は御案内のように、これは数が少ないというのはあるかもしれませんが、従来1,000ha単位のもので2万haぐらいにぐっと上がったというのはその辺の効果もあったと思っています。

○本間専門委員 最終的に行政代執行措置までとれるわけですね。これに対して農業委員会というのはどのような評価をしているのか、問題点があるかないか。実際も少ないわけですね。そのあたりの行政代執行措置をもう少し円滑にといいますか、適正に運用するためにどういうことが必要かということについて御意見があればお聞かせください。

○全国農業会議所 具体的に行政代執行ということ念頭に置いていろんな議論をしたケースは幾つかございます。そのときに、一番問題になるのは、一つは財政です。基本的にはそういうことをした人からお金をとることが基本になるのですが、なかなか例えば経営が破綻していてどこにいらっしゃるかわからないようなこともある。そうすると、最終的には自治体のほうが財政を講じなければいけないというときに、どこまでそれだけの価値がそこにあるのかどうかという判断は一つあるということの議論がございました。

千葉県の事例では仮登記のままずっと塩漬けになっているような農地がかなりありまして、それをそのままにしておけないということで遊休農地の解消の対策の一環として今進めておりますのは、その地域で仮登記をされている会社さんとも相談をさせていただいて、どういう活用ができるか。持っている会社さんもそのままそれを塩漬けにはできないということで、だけれども、それは当時はバブルのときに転用期待があったのですけれども、それはできないということになれば農業的利用しかない。それをやるためには、地元の方を含まず、新しく農業に入ってくるところで、千葉で今進めておりますのは基本的には農業生産法人を立ち上げて、そこでその農地を有効利用していくという形で解消した事例はかなりできてきておりますので、その辺は全国的にも一つのモデルとして推進はできると考えております。

○金丸座長 どうぞ。

○本間専門委員 すみません、3点目で最後になりますけれども、農業委員会の仕事が農地法の改正以来、相当に増えてきたということは、農業委員会のヒアリングでもいろいろ

指摘されているところですが、農業委員会の仕事として、例えば転用の審議のところは制度としてどうかということはありませんけれども、それは置いておいて、特に農地法3条による権利移動などは、これを一定の要件を少し細かく規定して、届出制にすると何か問題があるのでしょうか。実際、3条移動というのは相当に少なくなっていて、中間管理機構ができればますます少なくなっていくと思われるのですけれども、特に3条に対しての業務軽減といいますか、そういうことのために、そこは例えば市町村のほうに移していくとかということについてどのようにお考えか。つまり、従来どおりの審議をしなくてはいけない理由といいますか、そのあたりについてお聞かせください。

○金丸座長 お願いします。

○全国農業会議所 3条について、首長さんに移す議論はありますが、結局農地法3条自体は農業委員会がやろうが、首長がやろうが体系的には変わらないわけでありまして。農地法3条で何を審査しているかということ、その農地を農業的利用を前提にして、貸したり売った場合に、その方がちゃんと使ってくださるかどうかということで、我々の世界でいえば、農地には5,000万筆の農地1筆毎に味においもあるというか、1筆毎に形状や、いろんな条件が違うわけですので、それは最終的に農業委員会の方が現場に近いところで御判断いただくのだらうと思います。首長さんのところに持っていった場合に、そういう御判断を結局また農業委員さんに頼むのか、また農業委員以外の方にそれを委託するのか。そういう業務が残ると思いますので、農地法3条の貸し借りの部分は利用権設定の農業経営基盤強化促進法との関係で件数的にも減っておりますので、そういう意味では今の仕組みのままでやって十分耐えられるのかなと思っております。

○金丸座長 その他、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

松本専門委員、お願いします。

○松本専門委員 ありがとうございます。一つ農業委員会について我々農業生産をやっていく人間からすると、やはり非常に今の農業委員会の在り方については、我々農業者側からも不満がある。いろいろなアンケートでヒアリングしても、農業委員会の認識と農業者との認識との違いがあるということに対して、もっと農業会議所を含めてそのあたりの方向性を指示されていないということに対する意識を持っていただきたいというようなことを感じます。

それと、先だって農業委員会の皆さんがこちらに来ていろいろヒアリングもさせていただいたのですけれども、やはり今、本間先生のほうからもお話が出ましたけれども、農業委員会は手を広げ過ぎていませんか。農地の問題をやるにしても、例えば耕作放棄地が全然減らない。例えば私の地元においても、10年以上耕作放棄地のところはまだ何も手がついていないようなところも存在しているわけです。この際、私は例えば耕作放棄地の問題にある意味特化したような組織改編というのも必要なのではないかと思うのですけれども、その点はいかがでしょう。

もう一点、農業法人のこちらの考え方というのはいいのですけれども、農業法人の報告

書が我々3市町にまたがって生産していると、3市町それぞれに出さなければいけない。農業委員会のために、いわゆる帳面消しみたいな形で、農業委員会の実績を担保するために我々がよけいな仕事が増えていっているということに対して、これには全然書いていないわけですね。ですので、そういう業務効率化に対する現場のニーズをキャッチアップできていないのではないかと、私はそういうように思っておりますが、その点についてお答えをお願いします。

○金丸座長 では、2点、お願いします。

○全国農業会議所 後段のほうから言いますと、そういうところは時代の中できちんと合理性と事業執行上の合理性を追求しなければいけないということで深く反省して、これから仕組みを変えるということだろうと思います。決して否定するものではないと思います。

うまく機能していないという御指摘でありますけれども、いずれにしろ、こうしようと思っても行政委員会なものですから、一定のところで制度の変更をきちんと公に認知してもらわなければいけない、勝手にできないというところがございます。そこは痛しかゆしで時間もかかったり、まどろっこしいなということになるという面があります。

そういうところの観点からも、私どもも自ら出さなければいけないということはこれからもやっていかなければいけないとしておりますけれども、自らだけではなかなか思うことはできない点がありますので、そこは是非先生方のお力添えもいただいて、きちんと前進できるものにしていただきたいと思っております。的を射た御回答ではございませんけれども、そんな気持ちです。

○金丸座長 どうぞ。

○全国農業会議所 補足をよろしいですか。今、松本専門委員のほうから、耕作放棄地対策に農業委員会は特化したらよろしいではないかという御指摘があったのですが、耕作放棄地対策に対しては冒頭申し上げましたように、今回中間管理機構をおつくりいただいたので、相当農業委員会の仕事が中間管理機構のほうと役割分担して、従来だったら農業委員会が最後まで面倒を見なくてはいけない、農地所有者の方が面倒を見切れないからこの間の本庄市のように、農業委員会の会長みずからチェーンソーを振り回さなくてはいけなかったのですが、そういう部分は今度中間管理機構さんのほうでしっかりやっていただいて、農業委員さんのほうでは現場の意向を把握するなどソフトの取り組みに全力を傾注して取り組んでいけるのかなと思っております。そういう意味では、中間管理機構は非常にいい仕組みをつくっていただいたと思っております。

○全国農業会議所 もう一つ追加であります。耕作放棄地、遊休農地対策はそもそもの仕組みとしては、市町村が直轄でやられているのがそもそもの制度のスタートだったのです。しかし、現場でいろいろな御議論なり経過がございまして、途中から農業委員会に一本化する。それは多分手足とかそういうこともあったのだろうと思うのです。深くはわかりませんが、そういうことで今日に至っております。だから、特化するということもありますけれども、耕作放棄地の特化だけで物事が解決するかというと、やはり人づくりと

の関係、人との関係がございますので、そこはセットで考えなければいけないのではないかという感じはいたします。

○金丸座長 ありがとうございます。

では、渡邊専門委員、お願いします。

○渡邊専門委員 御説明ありがとうございました。いただいた資料の5ページ目の最後に、アンケートについて記載されておりまして、このアンケートについて2つ質問がございます。このアンケートの調査票を実は拝見しており、アンケートの調査票の中に、「アンケートに回答する前に基本的考え方と背景を取りまとめたので、これを参考にして御回答ください」とあるのです。1つ目の質問は、これでは公平なアンケートとは言いがたいのではないかと。事前にこのような考え方ですよということを説明してアンケートというのはいかなるものかということについてどうお考えかということが1点目の質問です。

2点目に、これはどなたの御意見なのかお伺いしたいのですけれども、「農業委員会批判論者が想定する、農地、農業委員会制度について」という記載がございます。この中間を飛ばして読み上げますと、③で、「②のような農地を農地として保全・利用できる制度を制定し、厳格に運用すれば、その農地が所在する地域と全く無関係な一般の株式会社や外資が農地を所有しても何ら問題がない。」これはどなたがおっしゃっているのかということ。

④で、「以上の主張の背景には、一般の株式会社による農地所有へ途を開くこと、更には各国の金融緩和の政策の結果、空前の規模に達している過剰流動性の受け皿として、一般の不動産市場に農地を組み込む意図さえも透けて見える。」これはそうなのかなということで、どなたがおっしゃっているのか私は知りたいという、これが質問の2点です。

○金丸座長 では、関連して、どうぞ。

○大田議長代理 私もアンケートに対してお聞きしたかったので補足して。今、渡邊さんから御質問のあったところです。まず、2のところ「農業委員会制度組織改革に取り組む背景」で、「農業委員会をめぐる批判について」ということで、規制改革会議の議論や国家戦略特区法をめぐる議論からということで3点まとめられております。そして、2で「農業改革委員会批判論者が想定する制度」ということで、今、渡邊さんが御紹介されたことが3と4に出てまいります。規制改革会議の議論がまとめられているのですけれども、私どもは農地が農地として活用されていないことを問題にしているのであって、株式会社や外資が農地を所有するために農業委員会を改革しようという議論をしたつもりは全くありませんし、まして過剰流動性の受け皿として農地を活用すべきだなどということは全くないので、ここはどの会議のどの時点の議事録を根拠とした記述であるのか、具体的にお知らせください。

○金丸座長 御回答をお願いいたします。

○全国農業会議所 まず第1点の規制改革会議とか産業競争力会議での議論と、その後の批判論者というところについては、まとめ方として別だてになっているということで御理

解をいただきたいと思います。ですから、規制改革会議、産業競争力会議のほうは、我々も公表されている議事録の中からその辺の考え方の整理をさせていただいています。

こういう表現がよろしいのかどうかということの御批判はあるのかもしれませんが、農業委員会に対するいろいろな御批判、これはマスコミ等の報道等の中でそういうことの報道を含めて整理をさせていただいたということですので、決して後段のほうがこの場での議論がそうだったということではございませんので、そこは誤解があれば修正させていただきたいと思います。

○金丸座長 先ほど渡邊委員が聞かれたアンケートの在り方についてはどうですか。

○全国農業会議所 我々は、一つは農業者の方々に、農業委員会のほうはいろいろ今新聞紙上でも書かれています。ただ、農業委員会の関係では、一般紙での報道が非常に農業委員会に対して、例えば昨年の中間管理機構の議論の中でも農業委員会を全く関わりないようにしようというような議論があるということが相当報道されて、現場の農業委員さんからは本当にそんな議論になっているのかということがございました。

農業者の方からについては、農業委員会がどういう活動をしているのかということについて、全く農業委員会との関わりのない農業者の方からすれば、それは農業委員会が見えないということになります。何が問題になっているかもわからないという中でアンケートに答えてくれということでは、我々からすれば、何も知らない中で○×というわけにはいかぬだろうということで、一応今置かれている状況なり今どういう議論があるのかということについては、我々としてはそう偏った形ではなくて御説明をした上で御回答をいただいたと考えております。

○渡邊専門委員 これは農業委員会の方向けのアンケートですから、自分たちがどういうお立場に置かれているかというのは、マスコミの報道とは関係なく、日頃お考えになられていることを回答されればいいのではないかなと私は思いました。

○金丸座長 どうぞ。

○大田議長代理 規制改革会議の議論を踏まえたものではないということですが、明らかにこの書き方は規制改革会議の議論というのが正面に出てきております。これは誤解を生んで当然です。

2番目に、アンケートをする人にある考え方を押しつけるものではないということをおっしゃったのですが、先ほど渡邊さんが読まれていない最後の部分に、「このような農地制度を想定した場合は、農業委員会は廃止するか、農業委員会を存置するとしても、公選で選出された農業者の代表が中心となって農地法等の許認可業務を担うのではなく、首長の諮問に答える審議会的な機関になるか、市町村行政の代理、支援、下請け業務を担う機関になるものと推察される」ということでここは締められておまして、これを「お目通しの上で回答してください」となっているわけですね。これは明らかに誘導であると受けとめます。

以上です。

○金丸座長 林委員、お願いします。

○林委員 今回のアンケートの点は、平成26年1月付けで都道府県農業会議と全国農業会議所という名前を出しているアンケート書面の中のそれぞれの質問項目を見ると、もうはっきり、こちらの委員が言っているようなことが書かれているので、統計学的に見てアンケートとしての価値があるとはなかなか言えないかなと思います。むしろ、昨年、平成25年に農水省がされたアンケートの質問の作り方のほうがよりフェアではないかと思います。

そこで、中身の質問にいきたいのですけれども、農業委員会の構成員の在り方についてお伺いしたいと思います。まず、選挙委員については、実際に選挙で選ばれている委員が1割程度にすぎないという実態を考えますと、現状でも残り9割は選挙でなくても、しかるべき方が選ばれて、そして、ちゃんと農業委員会が運営されているのだと思います。そうしますと、農業委員会等に関する法律で決められているので、今、選挙で委員を選出しているわけですけれども、もし行政委員会としての法律の在り方のほうを変えれば、あえて選挙で選出する実質的な必要性は、実態を見ても余りないのではないかと思うのです。それでも選挙で選出するという形式を維持する必要性がどの辺にあるかを、一つお伺いしたいです。

2番目は、選任委員についてです。これも法律で農業団体の推薦者が選任されることになっていると思います。法律にそうになっているから、今、そういうように皆さんはなさっているのだと思うのですけれども、そもそもの出発点に立って考えますと、委員の大半を農業者が占めてらっしゃるわけですから、なぜさらに農業団体の推薦者が委員である必要があるのか。ここも実質的な必要性というのがあるというのであれば、どういう理由なのかという点を教えていただければと思います。

○金丸座長 お願いいたします。

○全国農業会議所 1点目、選挙の件でありますけれども、実態的に無投票で9割ほどが今はなっているということについて、実態はそうですけれども、選挙という仕組みの中でこの委員が出てくる。それは無投票でもその権利者、選挙権者が一定の認識のもとに、あの方なら無投票だけれども、出てもいいというような、認め合うという地域性の地域からの代表制というのが担保されているのが現実だと思うのです。ですから、最初申し上げましたように、いわゆる審議をするのだけれども、もう少し現場に入らないと農業委員会は動かないというところがこの農業委員会選挙という仕組みで担保されていると私どもは思っておりますし、今回改めて現場の農業委員会さんにお聞きしたら、そのことについて大変重きを置いておられるというように受けとめたところであります。

団体選任でありますけれども、これは歴史的にそのことがずっと続いてきておるわけですが、しかし、農村農業の中で地域の農業振興、地域振興といったときに、農業者の代表というだけではなくて、議会推薦、そこに存置する関係する団体からの主要団体からの理事推薦という仕組みが最初スタートしましたがけれども、その後も特に不自由はないといえますか、むしろあえてそれを排除する背景はないということでしたらどうでしょうか。

います。なぜこれが入っているのがおかしいということについて論理立てするほうが相当議論が混線する面もあるのではないかという感じがいたします。

○金丸座長 どうぞ。

○林委員 そうすると、積極的に排除する理由がないというのが理由なのでしょうか。

○全国農業会議所 あえて言いますと、当然これまで仕組みはやってきましたから、あえてここで排除するという事についてきちんと御説明を申し上げなければいけないです。それを申し上げる背景がどういうようになるかとか、不都合なことがあるのかどうか。17年改正ではあえて土地改良区さんを入れられたという、国会で土地改良区さんを追加されたということもありましたから、そういうようなことも含めてきちんと精査いただくことが必要だと思います。

○金丸座長 岡議長、お願いします。

○岡議長 ありがとうございます。最初に申し上げておきたいことは、我々規制改革会議は、農業ワーキング・グループも含めてですけれども、競争力のある、魅力のある成長産業、若手が入ってくるような農業にしなければいけない。そのために必要な改革をしましょうということが一番基本にあるということであります。

今日の冒頭の御説明で「農業を成長産業にして農家の所得を増やし、農村を元気するために」というのとほぼ同じことでもありますから、先ほどアンケートの調査票の話がありましたけれども、誤解を生むようなことは絶対に避けていただきたい。我々も元気のある農業を目指していることを是非御理解いただきたいということが第1点目。

それから、もう一つ、やはりこれだけ環境が変化してきて、農業問題についての私の認識は、農業従事者、農業関係者の皆さんがこのままで衰退してしまう、一大事である。だから、ここでもう一度、農業関係者の皆さんが求めているようなことを実現するために農業委員会を改革しなければいけないという意識が非常に高まっているのだと思います。

是非、ここをベースとして、農業委員会の60年間の歴史の中で使命、役割があったと思うのですが、環境が大きく変わってきた中で、環境変化に対応するようなやり方を考えるべきではないかという意見を申し上げておきたい。

もう一つ、「農業は現場に密着」ということはそのとおりだと思うのです。農業委員会というのは、その地域で農業をしている関係者から委員が選ばれて、農業従事者と一緒になって地域地域の農業をより良いものにするということをやっているわけですから、これは対立関係ではなくて、当然パートナーですね。そういうように私は認識しております。それだけ現場に密着したものになるということからすると、私は農業委員会がこの時代の変化に対応した改革を行い、機能を発揮して、先ほど言われたように、中間管理機構とうまく連携しながらやっていくというのは良い方向性ではないのかなと思うのですが、農業委員会の全国組織の必要性についてはどうなのか理解できていないというところはあります。現場密着なのだから、現場で密着したらいいのではないかなという意見であります。

以上です。

○金丸座長 どうぞ。

○長谷川委員 今、岡さんからもお話があった中間管理機構について考え方を念のため再度確認しておきたいのですが、冒頭おっしゃっておられたように農業委員会として連携していく。もう一つは、出し手、受け手についても情報提供していくというお話がありましたけれども、中間管理機構がまだ立ち上がったばかりですから、いろんなことで不備があると思いますけれども、やや中期的な目を見たときは、皆さん方のペーパーにある調整支援機能、とりわけ農地のあっせん調整とか、地域の条件整備、合意形成、こういった仕事はかなりの部分、中間管理機構が担うということになっているという法律のつくり方になっていると思うのです。

もう一つは、皆さん方の農業委員会の一番大きな権限として、農地法に基づく権利移動のところ、これは今度の中間管理機構の中では、中間管理機構が取りまとめた分については、この農地法に基づく権利移動の強化は要らないと、ここははっきり書かれているわけですね。そういうことを見ますと、要するに中期的に考えれば、皆さん方の役割というのは、農地の集積については中間管理機構に一本化して行って、皆様方のような地元に着した方々は、いわばそれに対するサポート役のような形で情報提供をしていくということに役割をきちっと明確にされたらいかがかなと思うのです。とりわけ出し手については、皆様方は確かに情報はあるかと思うけれども、受け手については、私たちの問題意識は、その地域だけではなく、もっと幅広いところから受け手を探していくべきだ、それが新規参入にもつながるのだと、こういう考え方のもとにやってきたのでありますから、そういうことも含めて、この際、あっせん機能とか、合意形成とか、そういう仕事については中間管理機構に任せて行って、皆さん方の権利移動に関する許可権限の部分、これはやがてフェードアウトしていくという理解でよろしいですか。

○全国農業会議所 はい。いささかといいますか、少し考えを異にしております。

中間管理機構さんの権能がきちんと法定されたわけでありませぬけれども、冒頭申し上げましたように、農地は動かないので、農地のあるところへ人間が行っているいろいろな仕事をしなければいけない。あっせんでもです。農地の所有者を説得するとか、あるいはそこへはいてくる方々のお世話をするとか、そういうことはこの機構の事務所ではできないのです。だから、多分市町村長さんに事務の委託をやるということをはっきりと県の機構さんはおっしゃっているということだと思います。

そのときに、それは書類上委託をしても、その仕事をするのはやはりマンパワーですね。その権利関係がそれで動くわけではないですね。それは応援ということは応援かもしれませんが、現実にそこでマンパワーとして働かなければいけないのは誰かということ、市町村長が受けられるけれども、それは誰がやるとも、具体的に現実に業務をどなたが担当するのですかということなのです。そこが今現場で農業委員さんを始め、そういうマンパワーが大変少なくなっているけれども、そこが動かないときちんと中間管理機構さんの本来の成果は挙げられないのではないかとということではないかと私は思うのであります。

○長谷川委員 いいですか。

○金丸座長 時間を相当オーバーしておりまして、大臣に最後、御意見なり御質問をお願いしたい。

○稲田大臣 すごく本質的な質問ですけれども、農業委員会は農地開放の後、すごく役割を果たしたと思うのです。でも、今に至るまで、中間管理機構であったり、3条の許可というのをバイパスする形での法制度が継ぎはぎでできていると思うのです。今回、今、皆さんがおっしゃったように、そういう中間管理機構なり何なりから漏れたところをどうするかといったときに、それでも農業委員会の3条の許可をとるべきだという理念というか根拠というのを教えてほしいのと、もう一つは、やはり選挙でなければいけない理由というのはどこにあるのか。もちろん、法律で定められていますけれども、法律を変えれば制度というものは変えられるわけですから、それが2点目。

3点目は、改革をいろいろ書かれている中で、許認可や意見具申に当たって申請者に対して判断の根拠を示すなど、透明性をより強化すると書いてあるのですが、現状ではそういうことはなされていないのか。

○全国農業会議所 しています。しているけれども、もっとしなければいけない。

○稲田大臣 4つ目は、先ほど議長からお話があった、全国農業会議所と市町村の農業委員会がどういう役割分担をされているのかについて最後にお聞きしたいと思います。

○全国農業会議所 3条の問題でありますけれども、私の理解するところでは、日本の農地制度の実効上の仕事のやり方、処理の仕方は、基盤法と今回の中間管理機構法の制度ができて3つのルートがありますけれども、基本の根っこは農地法という農地制度があって、それに基盤法と今度のものが乗るといいますか、法律ですから同趣旨ですけれども、そういう枠組みで全体の制度が回っていくということになっておりますので、しかも農地の地域の調和要件とかそういうものは、基本は農地法で規定されております。要するに地域での農業をやるに当たってかく乱状態にしないとか、そういうことについてよくよく調和をとりなさいという意味は、農地法の根幹のところ規定された仕組みです。だから、それはぬぐえないわけです。それを無視して基盤法とか今回の中間管理機構がやるということになると、そもそも現場で混乱し出すということですから、そういう面で、件数は別にしても、法律の制度の体系の根幹にあるということは大変なことではないかという意識があります。

それから、選挙をなぜやるのだと。申し上げましたけれども、これは農業委員さんの仕事をやるに当たって、矜持というか、プライドといいますか、実効を上げるといったときに、決まっておりますけれども、例えば市町村さんの任命で、あなたは農業委員にするから今までの仕事をしなさいといったときに、今のようなマインドを持って農業委員さんはやられますかと。そうしたら、今回ありますこれは意図したわけではなくて、やはり選挙でこの形になっておれば私どもは現場に入っているいろいろとお役に立てるように、仕事がやりやすいとおっしゃっておられるので、ここを外すということになると、相当多分予期

せぬ現場での農業委員さんという職責の位置付けについて、なかなか予測できないようなことも起きるのではないかという感じがいたします。

あとは農業会議所ですね。仕事ぶりということもありましようけれども、私どもは今のよう全国的地域の運動もありますけれども、全国的な統一的な目線を合わせるような仕事を進めていくということで申し上げるといような観点とか、いろんな情報をきちんとそれぞれの1,700の農業委員会に日夜情報をおつなぎするという役割を持っておると思っております。所帯が小さいので十分なことはできておりませんが、しかし、それなりに最低限の課題ぐらひはやっておるのではないかという自負は持っております。

○金丸座長 ありがとうございます。

大幅に時間が過ぎてしましまして、いろんな御意見はまだたくさん残っていると思えますけれども、今日はこれで全国農業会議所の皆様からのヒアリングは終わらせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○全国農業会議所 ありがとうございます。貴重なお時間をいただきまして、意見を述べさせていただきまして、今後ともひとつよろしく御指導のほどをお願いいたします。ありがとうございます。大臣もありがとうございました。

○金丸座長 農地台帳のシステムの件につきましては、別途、松本さんに確認をしますのでよろしく申し上げます。

○全国農業会議所 お聞きしておりますので、その件もよく御指導賜るといことにしますので。

○金丸座長 よろしく申し上げます。

(全国農業会議所関係者退室)

(農林中央金庫関係者入室)

○金丸座長 すみません、大変長らくお待たせをいたしました。よろしく申し上げます。

それでは、次の議題に移らせていただきます。本当に農林中央金庫の皆様には大変長い間お待たせいたしまして恐縮でございます。

それでは、次の議題「農業者・消費に貢献する農業協同組合の在り方について」に入らせていただきます。

本件につきましては、農林中央金庫の皆様と全国共済農業協同組合連合会からヒアリングを行いたいと思えます。

まずは、農林中央金庫の皆様から、申し訳ないですけれども、手短かに10分程度で御説明をいただいた後、意見交換をさせていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○農林中央金庫 農林中央金庫の宮園でございます。今日は貴重な機会を頂戴いたしまして、まことにありがとうございます。

早速、お手元にお配りいたしました資料に基づきまして手短かに御説明をさせていただきます。

2つ、白い表紙と水色の表紙とございますけれども、イントロで白い表紙のほうを御覧ください。1ページ、2ページは省略をいたしまして、3ページ、4ページの見開きを御覧いただきますと、3ページにオレンジ色でハイライトいたしましたように、2013年3月末のJAバンクのグループ全体の農業金融の残高がございます。2兆6,500億円、農林中金は2,981億円という残高になっております。

下のほうを御覧いただきますと、オレンジ色の棒グラフがございますとおり、農業総産出額が10年間で大分減っております。紫色の折れ線グラフを御覧ください。国内農業向け貸出しの総額も減少しておりますけれども、紫色のパイチャートがございますとおり、JAバンクといいましょうか、系統という言い方をしていますけれども、そのシェアは大体7割以上となっております。今後は点線が右肩上がりになっておりますように、農業法人を中心に資金需要の増加が見込まれますので、これを積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

さらに開いていただきまして、右下のページで5ページ、6ページの見開きのところがありますけれども、私どもが担い手にどういう対応をしようかというイメージが右側の雪だるまのような図面でイメージいたしております。この雪だるまの頭の部分が右側に緑色で書いておりますとおり、個人とか兼業農家などの多面的機能維持のための農業。これは地元のJAがきめ細かく金融インフラを提供していくという分野でありまして、胴体の部分が10年後には5万人に膨らむと見ております農業法人、そのうち半分ぐらいは大規模法人になると想定しておりますが、ここに農林中金を始め県連であります信連が直接産業としての農業を支えるべく積極的に金融ソリューションを提供しようかということになります。

その下でございますのは、こうした方向性が政府の活力創造プランと軌を一にする取組であるということに対比したものでございまして、その下の箱は、農林中金が2009年頃から特に商品拡充とか体制強化を図って農業金融に取り組んできた年表であります。

7ページ、農林中央金庫の中期経営計画でも真ん中から下の赤字で書いておりますように、4つの取組の柱の中の第1の柱に、農林水産業と食の発展や地域の活性化に貢献する新たな取組への率先対応。農業金融を第一の柱に据えておりまして、その下に三角形の3つの地域農業の担い手支援、農家の事業力強化への支援、地域活性化への支援、3つの取組目標を置いております。これをもう一つの水色の冊子で少しビジュアルにいたしましたもので御紹介を申し上げたいと存じますので、そちらをお取り出しいただければと思います。

1ページ、2ページの見開きになっております写真の載っている冊子でございますが、まず1つ目の取組目標であります、地域農業の担い手支援につきまして、農業者の負担を軽減するための2つの取組を御紹介申し上げます。

一つが、JAが貸出しております農業資金に対しまして、農林中金は平成21年度以降、累計で26万件的貸出しに対しまして44億7,100万円の利子助成を実施いたしております。

その下のページでございます。こちらのほうは、農業法人に対する資本提供の枠組みをつくっております、直近で33億円の投資を実行しておりますが、投資に当たりましては、一般の投資ファンドのように金銭的なリターンを優先するのではなくて、農業法人の成長をリターンとするというコンセプトで取り組んでおります。

下でございます①のアグリシードファンドというのは、小口の投資でありまして、そこでございます例はたまたまですけれども、東日本大震災で福島から千葉に農場を移転した方に対する営農再開のための資本提供でございましたし、②のほうは、より大型の農業法人の資金需要に応えるために、担い手経営体応援ファンドというものを作っております、この一つの事例がモスファームと合弁で農業生産法人を設立しまして、トマトの栽培に取り組んでいる、こういうところに資本を提供した事例でございます。

お開きをいただきまして、3ページと4ページ、これは地域農業の担い手支援の2つ目の取組事例でございます。一つは農業法人協会と包括的なパートナーシップ協定を締結いたしまして、大規模な農業経営者が持つノウハウを共有化したり、JAグループの持つ金融機能を活用していただくということで、農業界が1枚岩となって成長していこうということを目的としたものであります。

その下のページは、日本農業経営大学校、アグリフューチャージャパンの事例でございます。これはJAグループと私どものお取引先の企業、約230社がスポンサーになりまして大学校を設立したものでございまして、私どもはメインスポンサーになっております。将来の農業の成長に向けて、地域の核となる先駆的な経営者を育成していこうということで、この4月から私どもの品川研修センターに新校舎の一部を提供するというところでございます。

次の5ページ、6ページの見開きでございます。2つ目の取組の目標であります。事業力強化への支援につきまして、まずこれは農林中金が産業界と農業界のかけ橋となって、いろいろなコーディネート機能を発揮していくということでございまして、2つの取組事例のうち一つがみずほ銀行さん、全農さん、私どもの三者の研究会の発足でございます。

左側の枠囲いにありますとおり、輸出拡大ですとか、農業生産コストの削減といったことをテーマに何度か協議を重ねておりまして、できるものから順次実践に移していくことといたしております。

その下のページがもう一つの事例のビジネスマッチングでございます。1次産業と2次、3次産業をつなぐという農林中金は非常に絶好のポジションにございまして、その立場を生かしまして両者のコーディネーターとしての機能を発揮していこうと。金融機関として直接利益を生む仕事ではございませんけれども、きちんと人数と体制を組みまして、これに重点的に取り組んでいるところでございます。

7ページ、8ページの見開きでございます。これも事業力強化支援の2つ目の取組の事例でございます。農林水産物の高付加価値化のための6次産業化支援のためのファンドの事業でございます。

JAグループは全国最大規模の100億円のファンドをつくっておきまして、まだ取りかかったばかりですけれども、ここにございますとおりの3件の出資を決定いたしております。

1号案件は、特に産学間の連携による野菜工場の事例でございます。

その下のページ、事業力強化の支援の3つ目の取組の事例でございますけれども、農林水産物の消費拡大のために国内商談会を全国あるいは地域あるいは被災地で開催いたしましたり、輸出拡大支援のためのいろんなセミナーとかフードEXPOへの出展等を行っております。

次の9ページ、10ページであります。3番目の取組目標であります地域活性化支援でございます。この一つの事例が再生可能エネルギーの取組でございます。御覧のとおり、メガソーラーというよりは、非常に多様な電源への助成を通じまして、農山漁村がもともと持っている資源の有効利活用とか地域経済の活性化あるいは雇用の確保、循環型社会の構築といった再生エネルギー事業をサポートしていこうということでございます。

その下のページ、地域活性化支援の中で、もう一つ食育にも取り組んでおりまして、①にございます全国の小学生、小学校5年生ですが、平成20年度から毎年「農業と私たちの暮らし」という教材本をお配りいたしております。大変先生方にも好評でございます。

②は全国の各地のJAが地域農業者とのふれあいとか、地元農作物を活用した料理教室、こういった活動をするに対して助成をしているということでございます。

もう一つ、新規就農応援事業というのが③にございます。これは新規就農者ではなくて、新規就農者を預かって教育研修をしてくださる受け手側の農家に助成金を出すという、私どもだけがやっているユニークな支援でございます。こういったことに取り組んでおります。

この他に次の11ページ、12ページ、この度「農林水産業みらい基金」というものをつくりまして、200億円を拠出いたしまして、ここにございますとおりの、農林水産業の持続的発展を支える担い手といった創意工夫があるチャレンジに直接的に資金助成を行うというものであります。

最後に12ページでありますけれども、東日本大震災からの復興に向けた取組といたしまして、震災直後に私どもは復興支援プログラムということで、真水で300億円の支援の枠をつくりました。復興ローンとか復興ファンドによる資本協力ですとか再建計画の支援を行っていただいております。その他に下の4つの写真にございますとおりの、金融以外の方法で例えば種もみ用とか、魚箱とかダンボールケースとか、こういったものを贈ったりしております。

なお、直近の事例でこの度の豪雪被害に対しましても、末端金利がゼロとなるような貸出しの利子助成をやっておりますけれども、もう一つ、実は被災された農業法人からのヒアリングでしばらく収入がないとか、あるいは施設をつくらなければいけないというところで自己資本比率が下がってしまう、借り入れがしにくくなるという声を聞きましたので、資本供与する枠組みを急遽つくったという事例でございます。

以上、PRになりましたけれども、活動の御紹介ということで、簡単でございますが、報告にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、意見交換に移らせていただきます。

渡邊専門委員、お願いいたします。

○渡邊専門委員 御説明どうもありがとうございました。1点、リスク管理についてお伺いしたいのですが、白表紙のほうの1ページ目に系統の説明として個別のJAバンクの上に農林中金さんがあるということですから、個別の単協の信用事業のリスク管理も農林中金さんが適切に指導されていらっしゃる、こういう理解でよろしいでしょうか。

○農林中央金庫 そのとおりで考えていただいて結構です。経営の健全性につきまして、私どもは指導義務が法律上ございますので、それに則って適切にやっております。

○渡邊専門委員 その点で質問の本筋に入っていきたいのですが、ちょうど5ページ目にありますように、農林中金さんがどちらかというとは後は産業としての農業の担い手の金融を見ていかれる。一方で、JAさんが多面的機能維持のための農業の面倒を見ていかれるということになると、どちらかというとは雪だるまの胴体のほうが儲かりやすく、雪だるまの頭のほうが儲かりにくいのではないかなと直感的に思うのです。

一方で、私どもが規制改革会議としていろんな単協さんの活動を拝見しておりますと、例えば担い手が減ってきているとか、あるいはもともと農業が儲かりにくいということで、単協さん御自身でいろんな事業を始めていらっしゃる。そういう意味で、もともとそれが農協としての地域の協同機関としての役目ではあるのですが、やはりその一方で事業をやる、一方で信用事業をやる、このリスク管理の難しさというのは、多分純粋な金融機関である農林中金さんよりもはるかに難しいのではないかと。特に農林中金さんであれば、デッドとエクイティー、今御説明いただいたような資金運用もできますし、それだけの人材もそろっていると思うのですが、そこらあたりの単協での難しさについて、どのようにお考えになっていらっしゃるのか、そこを御説明いただけますでしょうか。

○金丸座長 お願いいたします。

○農林中央金庫 私は農業金融を担当しております種田と申します。

そういう意味で協同組織の特徴が出ているのが雪だるまの絵だと思っております。我々、農業金融をやる意味は、本来業務と認識しております。一般の銀行のような、ここで収益を上げるという考えはそもそも余り持っていないということでもあります。我々はこれを通して地域が発展したり農村が発展するというのが本来の使命であると思っております。その意味で、JAでもできることはやっておりますけれども、これはあくまでもイメージであって、これから大きなところは我々連合会が負っていきたい、という思いです。

では、儲けは下の方ではないかということになるわけでございますけれども、それは我々の組織の中で収益を還元しているということがあります。これは農林中金、農業融資以外にも大企業への融資をしていますし、海外の有価証券にも運用しています。これを全てと

いうわけではないのですけれども、相当程度還元する、それで総合事業が成り立っているということでございます。

○農林中央金庫 JAのリスク管理につきましては、総合事業をやっているということを前提として私どもは経営の管理、指導、ウォッチをしております、そういったことが恐らく御質問の趣旨は、金融事業に対して経済事業のリスクが伝播しないかということなのだろうと思いますけれども、当然のことながら、それを前提としたリスク管理を私どもがやらなければならないと思っておりますし、それを今は適切にやっておるつもりでございます。

○渡邊専門委員 そうしますと、いわゆるファイアウォールになると思うのですけれども、JAバンクにおけるファイアウォールについて適切な運営というものは農林中金さんが責任を持って進めていただけたという理解でよろしいでしょうか。

○農林中央金庫 はい。

○金丸座長 では、長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 本質的なところを聞きたいのですけれども、皆さんのところは連結のディスクロージャーを見ていると、資産が80兆円ぐらいあって、貸出しはその2割に満たない15兆強ぐらい。そのうち、いろいろある資料に出てきた農業の部分は、構成比で0.2%、林業を含めても0.1%、総資産81兆から見たら、大体5%ぐらいにしかならないわけですね。ところが、一方で、農林中央金庫というのはそもそも何のためにあるのかといえば、これは農林中央金庫法第1条で、協同組織のために金融の円滑化を図ることにより、農林水産業の発展に寄与しと書いてあるわけです。ところが、やっている仕事の5%ぐらいしか農林にしかっていないという現状をどういうふうに皆さん御自身評価されているのか、そこをお伺いしておきます。

○農林中央金庫 お答えしてよろしいでしょうか。貸出しという側面で見ますとそういうことになると思いますけれども、私どもの収益の源泉は農協、漁協からあがってくる貯金が全てでございます、そこでそれを運用いたしまして生じた収益は、全て農林水産業あるいは私どもの会員である農漁協にフルに還元する。そういうことが私どもの存在意義に、一番私どもができる、かなった事業だと思っております。

○長谷川委員 ただ、そういう今のような余りにも少ない比率であれば、それは別に皆さん方のような金融機関でなくても、市中の金融機関であっても十分できることだと思うということが一つ。

そもそもの収益の源泉である協同組合というのは、法人税その他減免を受けているわけですね。そういうことから照らして、そういうところから得た収益をもとに皆さん方のような組織が81兆もの総資産を持って存在を続けていくということ自体、私は疑問があるのです。どう思うように思いますか。

○農林中央金庫 81兆円の資産というのは、かなりの部分が農協で集まった貯金でございます、このことは農協が会員なり地域住民から預け先として金融機関として評価された

結果としての金額だと思っております。

一方で、私どもがこれからも努力しなくてはなりませんけれども、農業からの資金需要あるいは農業関連企業の資金需要に我々の力でお答えできる最大限に対応しております。ミスマッチは需給ギャップがどのくらいあるかということになりますと、私どものできる範囲で最大限の融資をやっておると思っています。

ですから、そこで運用し切れない資金が当然出てくるわけでございまして、これは預かった大事な資金でございますから、これを運用して、その収益を農業協同組合あるいは農業にフルに還元するという流れが我々の務めだと思っております。

法人税は確かに民間の事業会社と比べれば数パーセントぐらい低いと思いますけれども、これは制度上の問題で我々が上げてくれというようなものでもございませぬので、それは所与のものとして活動しているところでございます。それが不公平ということなのかどうかについては、我々はそういう判断を持っておりません。

○金丸座長 では、大田さん、お願いします。

○大田議長代理 ありがとうございます。3点、簡単に御質問させていただきます。

まず第1ですが、JAバンクがテレビコマーシャルをして農業に関係ない人からも広く預金を集めて広く貸出しをしておられる。これは一般の銀行と変わらないのですけれども、なぜ兼業禁止になっていないのか。他の銀行は預金者保護の観点から兼業禁止規定がありますけれども、なぜJAバンクは兼業禁止にならないのか。かねがねこれが疑問なのですが、これについてお教えていただきたいというのが1点です。

2番目に、先ほどリスク管理の話が出ていましたが、単位農協も信連も独自に運用している。ここで運用の失敗が出た場合は、農林中金が補填する仕組みになっているのかどうかというのが2番目です。

3番目は、単に数字ですけれども、JAバンクの利用者の中で正組合員と准組合員と員外利用の比率はどうなっているのかというのを教えてください。

○農林中央金庫 それでは、3つ質問をいただきましたので、1番目は。

○農林中央金庫 そもそも兼業禁止になっていないのかという御質問ということでございますけれども、我々は協同組織総合事業体ということで、我々のいわゆる会員の求める事業を我々を行っているという解釈でございます。その中で銀行と同じようなコマーシャルをしている。一方でいうと、農業金融のコマーシャルはないではないかという意見もいただくのですけれども、我々そこら辺はやって当然の業務でありますので、努力が足りないところはありますけれども、農業金融などの取組はこういった情報開示もさせていただく。一方で、我々の会員である地域住民というのは、地域のインフラとして農協を使っているというところがあります。ですから、我々農協の機能として貯金なり住宅なりもやっていますよという宣伝もさせていただいているということでございます。

それと2点目でございます。リスク管理は独自にということでございますけれども、我々は独自のセーフティネットの仕組みとして、JAバンク支援基金というものを持ってござい

ます。これはいざというときに我々の互助の仕組みで破綻を未然に防ぐという役割を持ってございます。さらに、その前にそういった動きが出ないように、我々農林中央金庫として不断に各農協なり信連の経営をモニタリングしていて、早期に是正させる取組をしてございます。

また、3つ目の御質問ですけれども、正准の比率は残念ながら今は逆転してございます。大体正規組合員が470万、准組合員がそれを若干上回るということでございます。ただ、なぜこんなになっているのか。一番准組合員比率が高いのは北海道なのでございます。北海道では農業が基幹産業になってますが、一方で地域の住民も農業に寄り添っているといえますか、農協を機能として御利用いただいている。ですから、そういった評価もいただいてみずからの意思で准組合員になっていただいているということだと思っています。ただ、日本全国に47県、農協は703ありますので、それぞれの地域の特性というのはあると思っています。

○金丸座長 本間専門委員、お願いします。

○本間専門委員 関連するところですがけれども、大田議長代理が知りたかったのは、組合員の数ではなくて実際の利用としてどれぐらいの割合になっているか。正組合員数や准組合員数はもう統計に出ていますので、JAバンクの利用の預金額の割合ということだと思うのです。それは置いておいて、以前の農協であれば総合事業の各事業の利用者というのは一致していたわけですね。つまり、農家が主たる信用事業、今で言うJAバンクの利用者であり、経済事業も両方使う。ですから、内部補填といいますか、信用事業で上がった利益を経済事業に補填するということも十分納得のいく話だったと思うのです。利用者が同じだから。ただ、今日的には、御説明にあったように、准組合員、つまり、JAバンクだけのユーザーというのは相当に増えている。そうすると、内部補填という事実に対して、嫌だったらJAバンクを使わなければいいのではないかという話はもちろんあるのですけれども、そこは准組合員になるならない、あるいはJAバンクのユーザーになるならないということはあるのですけれども、既に利用している人にとって内部補填に対する情報、認識、そういうものを農林中金はどう把握しているのかということなのです。

もう一つは、それに関連して、准組合員は決議権がないわけですね。したがって、そういう不満、不平があっても、いろいろなところで総代会や何かで意見をくみ上げているというのは十分承知しているのですけれども、仕組みとして今事業ごとにユーザーが異なっている末端の組合員、准組合員に対して、農林中金さんとしてはどういう指導をしているのか。つまり、准組合員に対する議決権も金融サイドからいったら重要なユーザーでありますから必要なのではないか、そこは何らかの形の意見をきちんと反映させるような仕組みというのは末端の農協でつくるべきではないかと個人的には思っているのですか、そのあたりの御見解をお伺いします。

○金丸座長 お願いいたします。

○農林中央金庫 おっしゃるとおりでございまして、准組合員につきましては、金融サー

ビスはもちろん組合員とそんな色のないようにしたいと思っております。我々は少し前からCS調査をやっております、准組合員、組合員共通で御意見を我々なりの意見をかなり幅広く集めて、これを今度はJAの事業に反映してもらって、准組合員サービスにも遺漏のないようにしてもらおう。そのPDCAのサイクルをきちんとやっていこうというのを特にこの2～3年では取り組んでいるところでございます。

○金丸座長 どうぞ。

○農林中央金庫 先ほどの数字でちょっと違う話をしましたけれども、直近の貯金量で言うと、正組合員の比率は48%ぐらい。ですから、それ以外が正組合員以外ということでございます。その中で、今御指摘があった准組合員の意思の反映なりは課題として十分認識しているわけで工夫の余地はあるのではないかと思います。

○金丸座長 ありがとうございます。

松本専門委員、お願いします。

○松本専門委員 私の地元で、農協さんから、JAバンクから融資を受けて、それで経営的に厳しくなった農家さんの債権がサービサーに売却されているという例がありました。

先ほど来より説明いただいた非常に積極的な農業分野への取組とおっしゃっていたのですが、不良債権化した農業者の債権をサービサーに売却するというのは本筋からかなりずれていっているのではないですかという気がするのです。サービサーに関する実態の数字を教えてくださいませんか。

○農林中央金庫 御質問の確認ですけれども、JAがサービサーに売却をするという。

○松本専門委員 売却をしたという例です。

○農林中央金庫 今、手元に正確な数字はございませんけれども、我々もそのような事例というのは余り多くは把握してございません。もし本当に事実あるのであれば、そういったことは非常に反省をして、我々の立ち位置としては、そういった農業者を再建させていくということが本質であると思っております。どういう事例があるのか我々でも把握しきれないところがありますけれども、後ほど必要があればデータは。

○松本専門委員 ということは、単協に対するそういう情報は農林中央金庫さんとしては把握はできていないということよろしいのですか。

○農林中央金庫 そのサービサーに売却した案件とか、そういう把握はしてございません。

○松本専門委員 わかりました。

○金丸座長 北村さん、お願いします。

○北村専門委員 先ほど来御説明いただきまして、非常に今後の取組としては明るいものがあるかなと私は農業者として非常に心強く思います。けれども、実際今日までの経緯を見ますと、農業法人あるいは農業者が規模拡大につれて農協離れというのが現実にあるわけですね。それが十二分この施策の中に取り入れてこられなかったという理由の中に、単協の対応などが非常にまちまちといたしますか、そういう場面があるのではないかという危惧をするわけですが、単協と一番上におられる農林中金とのつなぎとして、そういう指導

が最近是非常にJAバンクという言葉を使いながら指導などもあると思うのですけれども、ただ、単協は単協で独自の考え方が主軸になっているという現実もあって、大型農家が以前と違って非常に肥大化していくという中においては、融資の仕方というのは実は小分けをどこかでしなければならぬのではないかと。単協でできなかつたら、農協がだめだと言いつ切る場面が非常に多いわけですから、それが必然的に地銀に行ったり、都銀に行ったりという傾向は確実に出ておるわけです。その辺のところを何か単協に関して規制があつて言いにくいのか、言わないのか、規制があつて手を出せないのかというようなところはいかがなものでしょうか。

○金丸座長 どうぞ。

○農林中央金庫 そういう意味では、今までの反省点としましては、大型化される農業法人のニーズに十分追いつけなかつた点があるかと思ひます。我々自身も農協と私どもの間で譲り合いといふか遠慮があつて、私どものほうも手が出なかつた面もありますけれども、先ほどの雪だるまの絵で御覧いただいたとおりに、これから農業法人の特に大型の農業法人につきましては、私どもから積極的に対応していくということです。もうターゲットといひましようか、そういうのを決めまして、それを農協とか信連と調整した上で、もうそこは我々がやりますといふことで一応区分けをして取組をしております。これからもそれは続けてまいりたいと思ひていますし、農業法人は我々が責任を持つてやる。

中には、農協を卒業されるような大型の方もいらっしゃるし、もともと組合員でない方もいらっしゃいます。そういった人たちに対する融資といふのはなかなかしづらいところがあつたのですけれども、これももう全て我々がやつていく。いずれそういう人たちがまた農協のインフラを利用されたりして、大きな意味で農業界として共有できるものが出てくればいいなと、そういう姿を描いて取り組んでいるところであります。

○金丸座長 議長、お願いします。

○岡議長 ありがとうございます。

いくつかお聴きたいのですけれども、最初に、先ほど長谷川委員からあつたことと関連するのですけれども、全体の貸出しに占める「農業」の比率が極めて少ないといふのは、JAバンクさんが貸出しを渋つているのではなくて、資金需要といふかニーズそのものが少ないのではないかと理解しています。言いかえれば、それだけ農業といふ産業がお金を必要とする分が相対的に減つてしまつたのではないかなと認識しておりますが、そういう理解が正しいのかどうかといふのが1点目。

2つ目は、農林中金さんの下の信連、農協、いわゆるJAバンクは三層になっていますね。それぞれが貸出しをしていますね。組合員から見たらどこからでも借りられるのかどうか。現実にはやはり現場に一番近い農協のから融資を受けているのかどうかといふことです。

農業への貸出しのわずかなパーセンテージは、農林中金さんのケースですね。農林中金の貸出しが16兆前後に対し、農協は21兆前後ですけれども、ここのところに農業分野への貸出しが相当あるのかどうか。今2つの質問をしましたけれども、どこからでも借りられ

るのかということと、その農業分野に一番出ているのは三層の一番下かどうかということ。

最後の質問は、先ほどの大田議長代理の2番目の質問に関連するのですが、これは連結されるのか、されていないのか、全く別なのか。先ほど「指導している」という御説明があったけれども、農林中金さんの下のところで穴が開いたときに、その穴埋めに補填をすることになっているのか、なっていないのか。

以上、3点お願いします。

○金丸座長 お願いします。

○農林中央金庫 1点目は、先ほど資料の4ページで御説明いたしましたように、農業資金自体の需要が減っております。パイが減っております、それは事実でございます。ただ、そのとき説明しましたとおり、これからは資金需要が出てくると思っております。それにいかに適切に需給ギャップが生じないように答えていくかということだろうと思っております。

3点目のほうのリスクにつきましては、先ほど説明が足らなかったかもしれませんが、農協とか我々がお金を出し合って、貯金保険というものを作っております。これは法律上の政府の公的なセーフティネットでありますけれども、それ以外に我々がお金を拠出し合ってJAバンク支援基金というのをつくっております、これは我々オリジナルのセーフティネット。だから、ダブルセーフティネットでございます。ですから、今回例えば震災で被災したJAに何百億か資本がっておりますけれども、これは一部が貯金保険から、一部は我々の独自のセーフティネットから、両方からお金がいっているということで、いろんな資本が不足した場合の対応は賄っております。持っている残高は預金保険よりも財政がかなり豊かでございます。

2点目のお答えでございますけれども、JAバンクということでせつかく一体的な運営をしておりますから、おのずと誰がどこで借りればいいのかという交通整理は我々の組織の中できちんとやるようにしております、二十何兆円とおっしゃいました数字の中には、恐らく生活資金、住宅ローン、車のローン、農機具のローンも入っているかもしれません。そういったものは、全ては分けにくいところがございますものですから、そういったもろもろを全部含めて二十何兆円というお金が貸出し資金となっていると思うのです。それをきちんと取り組むということは生活メインバンクということで農協には取り組んでくださいとやっております。

規模の大きい農業法人等につきましては、先ほど申し上げましたように農林中金と県信連とで銘柄ごとに法人ごとに打ち合わせをしまして、あらかじめ分野調整をして取り組んでいこうと思っております。

長くなりました。

○金丸座長 ありがとうございます。

皆様の御質問、御意見は尽きないと思っておりますけれども、今日は前半に大幅に時間超過をしまいいりまして、農林中央金庫の皆様との意見交換はこれで終了させていただいて、こ

の後に各委員の皆様から御質問なり御意見がありましたら、事務局を通じて、また農林中央金庫さんに御回答をお願いすることもあると思いますので、そのときはよろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(農林中央金庫関係者退室)

(全国共済農業協同組合連合会関係者入室)

○金丸座長 それでは、早速でございますが、会議を進行させていただきたいと思います。

全国共済農業協同組合連合会からヒアリングを行わせていただきたいと思います。

大変長らくお待たせをいたしまして申し訳ございませんでした。

それでは、もう会議も長引いておまして、できる限り10分程度でコンパクトに御説明いただきまして、その後、意見交換をさせていただきたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

○全国共済農業協同組合連合会 全共連の経営管理委員会会長の安田です。

本日、こういう説明の機会を得ましたことを大変うれしく、我々は共済事業として地域の活性化、地域農業の活性化という観点の中でJAが協同・総合事業としてきちっと機能をしているという形の中で、今まで取り組んできたこと、今から取り組むべきことについて説明をさせていただきます。

横井理事長のほうから説明させていただきます。

○全国共済農業協同組合連合会 それでは私、全共連理事長の横井でございます。私のほうから説明させていただきます。

お手元に概要について御用意していると思います。

2ページ、まず、JA共済事業というのは冒頭に書いてありますように、農協法に基づいて相互扶助の精神を基盤として農家・組合員の事業・生活に生じた事故による損失を補填する事業であります。したがって、後ほど説明しますが、生命共済、建物更生共済、自動車共済などを提供しているという事業体であります。

その下に、では事業方式については少し特殊な状況をとっております。左側には、農家・組合員がございまして、右側にはJA共済で全国700のJAと私ども全共連、ここが2つ共同して元受をしている。赤字で書いてありますが、共済契約はJAと全共連が共同して引き受けている。すなわち、共済証書は地元の組合長と私、理事長の名前連名で発行している、これが大きな特徴であります。

その中で上のJAにつきましては、とにかく組合員との接点でございますので、農家、組合員の保障ニーズをまず把握してもらおう。それに一番似合った共済を提供するというものになり、受付、共済金の支払いという事務をJAは行っていただく。それに対しまして全共連は、事業全体の企画、あるいは新しい共済の開発、共済金の引受審査、支払査定、システム、これに加えて、資金運用あるいは共済金のための責任準備金の積み立てを行う、こういうことを全共連が担っている。

JAと全共連はこういうことの業務を分担し合うという契約を結びながら、一体となって契約の維持・保全に努めているということでございますので、他の保険とは大分このやり方が違っているのかなと思っています。

その次のページであります。しからば、どういう共済商品を提供しているかということですが、まず、農家・組合員の個人向けの共済は、「ひと、いえ、くるま」とあります。

まず、「ひと」に関しましては、農村部の最近の高齢化を踏まえて、高齢者向けという保障の提供を始めております。例えば医療共済、年金共済、介護共済、こういうものに加え、他の保険ではなかなか保障してくれません高齢者を対象にする傷害共済、こういうものも我々JA共済独自の仕組みでございます。

家は建物に関する保障であります。特に農家・組合員の生活実態に合った建物、住宅保障でございますので、例えば住宅に限らず、納屋、物置、土蔵、農作業場、こういうところも建物としての保障をしているわけでございます。御案内だと思いますが、JA共済の中で建物更生共済という共済があります。これは自然災害、地震が自動付帯されている共済であります。これは全国統一の掛金率で実施しております。事故が多いところ、少ないところも構わず、全国統一で掛金を設定しているということは、相互扶助の立場から、こういう料率設定をしているというところが他の保険とは違うところであります。

自動車につきましても、特に農業用で使う貨物自動車、軽トラックなどについては掛金の割引を行って、より農業者が使いやすいような仕掛けを入れているというのが個人向けの共済であります。

続きましては、担い手・農業経営体向け、いわゆる団体向けの共済であります。例えば一番上にありますが、最近、農家経営の組織が法人化する形態が多くなりますので、そういうところにつきましては、集団で農作業中のケガあるいは農業法人の従業者などの傷害を提供する傷害共済あるいは経営者の万一保障あるいは従業者の退職金造成をするような生命共済、こういうものも提供しています。

さらに、その下にありますのは、まさに農業そのもののリスクであります。残留農薬が出た場合、販売が中止になります。その場合の回収費用あるいは見舞金を保障する仕組み。一番下にあります、いわゆるファーマーズマーケット、農協直営の直売所が万が一の休業をした場合に保障する仕組みにつきましては、矢印がありますが、JA共済連グループの一員であります共栄火災を通じた保障を行っているという状況であります。

しからば、こういう共済を提供した結果、どのような額が共済金で払われているかというのが5ページであります。24年度の数字実績で申し上げますと、共済金は3兆4,000億円という金額が払われております。満期が2兆4,000億円弱、事故が1兆円強であります。たまたま24年度は自然災害、事故が少ない年でございましたので、こういう3兆4,000億円でございますけれども、通常年度でいきますと3兆6,700億円とか3兆7,000億円という数字が挙がっております。

一番下、先ほど申し上げました地震保障をしております建物更生共済は、これまでに9,000億円の支払いを行っております。地震保険では1兆2,000億円強でありますけれども、JA共済9,000億円という数字であります。

次のページは1年間の掛金のうち、どれだけ契約者のほうに支払われているかという数字であります。まず、1年間の掛金の流れと書いてありますが、農家・組合員の方は契約に入りまして、掛金およそ7兆円強の掛金を払っていただいております。これをJAあとは全共連の資金運用をした結果、最終的にお支払いの形で還元しておりますのは右上であります4兆7,600億円、掛金のうち約7割弱を農家・組合員のところに直接共済金・割戻金等で返戻をしているという数字であります。

これを可能にしておりますのは、下にあります全共連の資産運用の実績であります。全共連は昭和26年以来、63年間のストックとして資産が50兆円、共済契約準備金、いわゆる「将来の保険金」、共済金の支払いになる準備金が46兆6,000億円余であります。これが共済本体の部分であります。

7ページは、JA共済事業の概況の5でございますが、恐縮ですが、最終ページ、9ページを御覧いただきたいと思っております。JA共済の目指すものというところに使命があります。

1は、「安心」と「満足」を提供します。

2つ目は、「ひと・いえ・くるま」の総合保障の提供を通じて、組合員・利用者の生活づくりに努めます。

3つ目は、地域社会づくりに貢献する。

この3つのミッションをもって現在進めております。この3つ目のことを7ページで御紹介申し上げます。

概況5であります。まず、一番上は、災害救援・復興支援ということで、例えば自然災害、火災で住宅に住めなくなった契約者には、応急仮設住宅、これまでに1,900棟を無償で提供し、あるいは台風など屋根が破損した場合に使用する災害シート、これはこれまでに17万枚無償で契約者に配付をして御利用いただいております。

その下、交通事故対策活動あるいは健康増進活動は、事故を未然に防止する活動として扱っております。例えば交通事故対策活動につきましては、いろいろ書いてありますけれども、各年代別、幼児、児童、学生、高齢者向けにそれぞれ交通安全を呼び掛ける啓蒙活動を実施し、あるいは地方自治体にカーブミラー、ガードレール、こういうものを提供してきております。

さらに、一番下、健康増進・在宅介護支援、文化活動につきましては、特に小中学生を対象に交通安全ポスター等々をやりながら、文化活動にも地域に貢献しているという実態がございます。

さらに、最後のページ、8ページであります。これまでの取組みに加え、今後、JA共済として充実をさせていくという取組みを2つ御紹介してまいります。

一つは、農業リスク分野へ保障提供を拡大していきたいというテーマであります。御案

内のおり、農業経営が非常に大きくなってきております。法人化により法人単位もできている。あるいは農村の6次産業化、さらには再生可能エネルギー事業の進展が進んでおります。さらには、今後、農産物の輸出増、こういうものが増えていくだろうと見込まれます。こういう新しい事業にはリスクが伴います。より農業リスク分野への保障提供を行うということで、つい先日もこういうリスクにつきましては、子会社でございます共栄火災を通じた保障を提供いたしますけれども、共栄火災あるいは私どもでできない部分につきましては、東京海上日動火災と業務提携をやっております。そちらのノウハウあるいは技術を活用してこういう農業リスクに拡大していきたいと考えております。

さらに、JAへの指導・サポートを連合会としてどう機能させていくかという点で私どもは改革を進めております。JAにおいて農家・組合員の接点としてJAの職員が対応できるように、全共連では拠点を集約する、あるいは職員を再配置することによって全共連の職員をJAに対する機能に向けるように改革を実践中でございます。

いずれにしても、JA共済事業は農協の総合事業の中の一事業として農家・組合員の方々のために役立つ事業を進めたいということを今考えております。

簡単ではありますが、以上でございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、皆様から御質問、御意見を承りたいと思います。

大田議長代理、どうぞ。

○大田議長代理 今日はありがとうございます。2点御質問させていただきます。

JA共済は保険を提供していて、通常の生保、損保の場合は兼業が禁止されているわけですが、JAはいろんな事業をやっておられる。なぜJA共済は兼業が禁止になっていないのかというのをかねがね疑問に思っておりますので、お教えいただければというのが1点です。

JA共済の個人向けの共済の中で、利用者全体の中で正組合員と准組合員、それから員外利用があればその比率をお教えいただけますでしょうか。

○全国共済農業協同組合連合会 なぜ兼業といいますと、生命保険と損害保険が兼業できるかという意味でしょうか。

○大田議長代理 いいえ、生保会社も損保会社も利用者保護のために他の事業はできないことになっています。しかし、JAの場合は、保険事業をやりながら、いろんな事業をやっているわけです。

○全国共済農業協同組合連合会 わかりました。私どもは、会社ではなくて協同組合組織という事業体です。したがって、株式会社あるいは相互会社と違いまして、農協、協同組合組織の中のその事業の一環としての事業でありますので、そこのところは農協法の中で認められていると私は理解しております。

2つ目の御質問は、個人共済は、正組合員、准組合員、員外の方から加入されていますけれども、員外は20%以内でございます。これは農協法の中で定められた範囲を守ってお

ります。

組合の正組合員と准組合員の比率は残念ながら今数字は持ち合せておりません。

○大田議長代理 後で結構ですので、教えていただければと思います。

○全国共済農業協同組合連合会 分かり次第、また後ほどでも連絡いたします。

○金丸座長 林委員、お願いします。

○林委員 今の兼業の点ですが、おっしゃるとおり、法律で認められているというのはそのとおりですが、先ほどのお話の中で、資料3の8ページの「これから充実させる取組み」の「農業リスク分野への保障提供の拡大」、これは是非お願いしたい部分ですが、それを行うに際しては、子会社である共栄火災という株式会社を通したり、業務提携されている東京海上日動火災を通じてなさっている。これはどうしてなのでしょう。

○全国共済農業協同組合連合会 私どもJA共済本体でやるのについて、農業リスク分野のノウハウがまだ足りないと思っております。そういうことを早急にやるためには、どうしても損害保険会社のノウハウが今のところ必要ではないかと考えておりますので、共栄火災と、あるいは東京海上日動火災の力を少し借りないと今はできないのではないかと考えています。

○全国共済農業協同組合連合会 いわゆる農業リスク分野というのは、保険商品になるわけで、私どもはあくまでも共済であります。だから、結局子会社である保険会社、共栄火災を通じた発売。私どもは今、一緒に提携してやっている中では、共栄火災を通じて発売していく。これは農業リスク分野を、今から9月に向かって、新しい商品を提供して農業者のためになるように、それからいろいろ今後は雪害等への対応もできるような天候デリバティブも含めた総合的なパッケージ商品と一緒に共同して開発していこうとしており、あくまでも私ども独自で今は共済として発売できないということです。共済、保険という枠組みの中では、保険として発売しなければいけないということです。

○金丸座長 関連して、今のお話は、いわゆる損害保険でも、保険でも、一般の保険でもそうですけれども、本来はその分野に詳しい人が最もリスクを把握するのに長けていなければいけないのですけれども、今のお話は、たまたま共済という形の商品だったので、それを保険商品にしようとしたときのリスク。だから、農業に詳しいか、詳しくないかではなくて、そのリスク管理について、いわゆる商品開発をするためのリスク管理知識あるいはノウハウがないので共栄火災に委ねるといえるわけですか。

○全国共済農業協同組合連合会 一番必要なのは、農業者がどういうリスクを持っているかということを理解しないと保険が提供できません。

○金丸座長 それは皆さんが提供するのではないですか。今のリスクは、むしろ皆さんが提供するものではないか。

○全国共済農業協同組合連合会 ですから、どういうリスクがあるかをコンサルできる機能が我々はないので、そういう力を借りようかなということなのです。

○金丸座長 では、どなたか。

本間専門委員、どうぞ。

○本間専門委員 先ほど来、JA共済は協同組合であると繰り返しておられる。正にそのとおりですが、総合事業をやっている単協に対して、JA共済がどういう関与をしているか。商品は扱っている、損保、生保の組合だというのはよくわかるのですが、農協自体の事業だとか、コンプライアンスだとか、そういうことにどんな形でかかわっているのか、それは全部任せて割り切っているのか。JA共済として、総合事業を行っている単協に対してどのような関わり方をしているか。ガバナンスを含めてそこを教えてください。

○全国共済農業協同組合連合会 先ほど2ページで事業方式の話をしていただきました。JAと全共連は機能を分けながら共同で引き受けをしているわけでございます。JAは事務面を特に担当しております。したがって、事務に関するガバナンスは農協の共済事業についてはJAが賄うということで、コンプライアンスの点につきましても共済事業のうち、事務面についてはJAのほうを担当していることになっております。全共連のほうは、他の大手生保・損保と同様の規制監督下にあるといった実態にあります。

○本間専門委員 では、具体的に単協に対して何らかの指導といいますか、JA共済の事業そのものに関して指導あるいは教育、その点に関してはどういうことをやられていますか。

○全国共済農業協同組合連合会 このように共同で元受しておりますので、JAと全共連との契約がございます。その契約の中で全共連はJAを管理監督する契約になっておりますので、そこはその契約に基づいて管理監督しているという実態にあります。

○全国共済農業協同組合連合会 共済部門についても、ガバナンスとしては共済部門がしっかりかかわっているし、責任も全共連は持っています。

○金丸座長 松本専門委員、お願いします。

○松本専門委員 私の勉強不足かもしれませんが、JA共済事業は相互扶助の精神をと最初に御説明いただいたのですけれども、そう考えたときに、共栄火災がなぜ株式会社でありながら子会社としてJA共済が抱えていなければいけないのかが分からないので、そこを教えてください。

○全国共済農業協同組合連合会 私どものJA共済事業として、残念ながら全ての農業者のリスクに対応できない。その補完として私どもは共栄火災という損保会社を使っていると言ったら誤解がございますけれども、共栄火災にその部分を担っていただく。例えば先ほど言いましたような、残留農薬が出た場合の問題は、私どもがつくると全国ネットで提供せざるを得ないのです。ところが、単発でやるとなると損害保険会社の足の速さ、これはどうしても必要になったりしますので、JA共済の補完として共栄火災を私どもは子会社としてお願いしているということになっております。

○松本専門委員 補完はわかるのですけれども、要はJA共済としてカバーできない部分、それは例えば先ほど他社さん、JA共済以外の東京海上日動火災さんと提携をしているというのはあるわけではないですか。だから、別に子会社をつくってやるのではなくて、他の民間会社と提携してやれば済むはずなのに、なぜ子会社が必要なかが分からないので教

えてもらえますか。

○全国共済農業協同組合連合会 補完するのも子会社化するやり方もあれば、提携するやり方もあれば、いろんなやり方があると思いますけれども、共栄火災は子会社化したということだと思います。

○全国共済農業協同組合連合会 先ほども言いましたように、我々JA共済として発売できるもの、できないもの、これは自ずと色々な規制とかの中で決まっています。そういう以外に必要なものについてきちっと提供していく、保険商品として提供していく上で共栄火災という一つの、我々全共連が社会貢献の重要な役目を果たしていく上での非常に重要なツールであると理解していただく、その中で我々のノウハウのないものを東京海上日動火災さんと業務提携しながら、お互いに地域農業、地域社会に貢献できるには一番いい提供の仕方はどうなのかということで発売していくのは、保険商品として発売していくほうが最もふさわしい。そのときに、私どもがJAという一つの農業協同組合という大きなツールの中で子会社を発売元にしていくことが一番重要だろうというような考え方です。

○金丸座長 すみません、今のお話で、商品開発の部分を例えば共栄火災にお願いするの
か。

○全国共済農業協同組合連合会 特定分野です。

○金丸座長 その保険商品は、共栄火災の商品として例えば金融庁の認可をとるのですか。でも、JAとしてはとらないのですか。

○全国共済農業協同組合連合会 JAは共栄火災の保険代理店を行っているのです。

○金丸座長 共栄火災として金融庁の認可を得ている。

○全国共済農業協同組合連合会 そうです。

○全国共済農業協同組合連合会 それでJAの代理店で発売してもらうということです。

○金丸座長 どなたかございますでしょうか。

松本専門委員、どうぞ。

○松本専門委員 分からなくなってきましたのですけれども、そうすると、全共連さんの共済に関しては、JAさんが共同元受になっているのですね。逆にそちらは代理店でも済むような気がするのですけれども、なぜこちらは共同元受なのでしょう。要するに単位農協で保険などは引き受けられるわけがないので、元受である理由もないような気がするのですけれども、そこはどうしてでしょうか。

○全国共済農業協同組合連合会 いわゆるJA共済の商品提供の部分については、JAがいわゆる共同元受の形というのは、これは先ほども言いましたように、今、農業リスク分野とか我々が提供できない分野、それからまた基本的な部分についてはJA共済が共同で元受けて地域のいろんな形での貢献。例えば今我々は50兆円の資金ボリュームを持っている中で農林中央金庫さんと共同で6次化ファンドへの資金提供とか、再生可能エネルギーへのファンドへの提供とか、そういった大きな枠組みの中で地域農業あるいは地域社会への還元という形でやるのに、これは地域に密着しているJAと一体的にやるには共同元受という形

が必要となります。ただ、特定の個人農家さんとかいろんな形で保険として商品を提供していく上では、保険商品として発売できる代理店機能を持つ、いわゆる共栄火災の商品を代理店として発売してもらうという形で、きちっとした線引きをした中でJAに使命をきちっと果たしてもらおうと、総合事業の中での共済事業としての使命を果たしてもらおうということだと思えます。私どもはそういう整理の中で事業を今やろうとして、できない部分を保険で補完してもらうこと、今まで取り組んできたことをもとにして取り組んでいるということを理解していただければと思います。

○金丸座長 岡議長、どうぞ。

○岡議長 保険の分野については、全共連さんがJA共済という形で、JAと共同元受をするというのは、JAグループという大枠の中での役割分担だということですね。

○全国共済農業協同組合連合会 そうです。

○岡議長 今までそういう形で長らくやってこられたわけですが、JAグループ全体で考えたときに、この保険を全部JAがやることは可能ですか。

○全国共済農業協同組合連合会 無理です。これは先ほどから申しましているとおりの、JAが地域できちっと総合事業として地域農業振興とか、それから、いろんな形で地域にきちっと密着して地域振興のために果たしていく上では共済事業、いわゆるJAが総合事業体でなければ農業協同組合としては意味をなさないと思っています。

○岡議長 現状は、JAさんと全共連さんが一緒になってJA共済をやっているおられるが、保険の部分を全部JAさんにやってしまったらどうかということなのです。JAグループとしては何も変わらない。

○全国共済農業協同組合連合会 JAは御案内のとおり700の事業体になっていますね。そうすると、そこが保険をするとなると、保険技術的に大数の法則、確率論にはなじまないのだと思うのです。もう少し大きな集団母体がない限り、そういうものは多分保険技術的に無理だと思っていますので、各JAが保険をやることは無理だと思います。

○岡議長 農林中金さんにお話を伺ったら、お金の融資、貸出しについては3段階でやっておられるとのことでしたので、金融ができて保険ができないのはなぜかなという疑問からお聴きしたものです。

○全国共済農業協同組合連合会 そうですか。そういう理由で私は無理だと思っています。

○金丸座長 最後に一つ。商品は共済でいろんな雪害であり、あるいは車で何か事故があった。そのときの査定機能というのはどの組織にあるのですか。

○全国共済農業協同組合連合会 まずそれは2ページにありますように、事故受付はJAです。

○金丸座長 受付はいいのですけれども、査定。

○全国共済農業協同組合連合会 査定は全共連です。

○金丸座長 全共連の中に査定組織があって、その査定方法というのはケース・バイ・ケースで、だから、他の保険商品と同じような査定で、都度、事故とか内容によって支払

われる金額が。

○全国共済農業協同組合連合会 違ってきます。それは保険会社と同じです。

○金丸座長 それは全く同じ。例えば保険会社の査定よりも簡易な査定方法とか、そういうことではなくてですか。

○全国共済農業協同組合連合会 とっておりません。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、お時間も過ぎてまいりまして、また委員の皆様から追加の御質問とか意見とかありましたらまたお届けさせていただきますので。

○全国共済農業協同組合連合会 先ほどの数字もわかり次第、お届けしたいと思っております。

○金丸座長 本日は長時間、また遅くまでありがとうございます。